

韓国知的財産ニュース 2014 年 8 月前期

(No. 276)

発行年月日：2014 年 8 月 28 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、8月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許権等の登録令の一部を改正する大統領案(8.7)
- 1-2 公募に応募した作品の権利は応募者にある(8.8)

関係機関の動き

- 2-1 韓国、「PCT 国際調査」5年連続でトップ3を維持(8.1)
- 2-2 政府、重要 IP 事業 33 件に対する投資強化を推進(8.1)
- 2-3 産業技術 R&D 特許管理を強化(8.5)
- 2-4 政府出捐研究機関、「選りすぐりの特許」2万3,800件を公開(8.6)
- 2-5 韓国特許情報院、大田本社時代を迎える(8.10)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 MS、サムスン電子にロイヤルティ訴訟(8.3)
- 3-2 サムスン-アップル、3年間の特許紛争に終止符か(8.6)
- 3-3 USPTO、アップルの「予測変換の特許」に関する一部請求を棄却(8.10)

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 主要輸出相手国が主要商標出願相手国(8.4)

その他一般

- 5-1 夏場の電力需給問題、産業用節電技術で解決(8.1)
- 5-2 IP サービス事業、総合情報システムの構築が至急(8.6)
- 5-3 知的財産権、グローバル時代における競争力強化の原動力(8.6)
- 5-4 LG 電子、LTE・LTE-A の標準特許で世界トップ(8.12)
- 5-5 組物の意匠の出願が増加(8.13)

法律、制度関連

1-1 特許権等の登録令の一部を改正する大統領案

韓国特許庁(2014.8.8)

1. 議決主文

特許権等の登録令の一部を改正する大統領案を別紙のように議決する。

2. 提案理由及び主な内容

「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」の国内履行に向けて、国際デザイン登録出願人が韓国を指定国にして国際出願をする際に必要な審査手続を決定する等の内容として、「デザイン保護法」の改正(法律第 11848 号、2013 年 5 月 28 日公布、協定発効日から施行)により、特許庁長が管理するデザイン登録原簿の登録事項において、国際登録デザイン権の国際登録簿に登録された事項を追加する等、関連事項を整備する一方で、

特許権等の登録を申請する者の便宜向上のために申請書に明白な誤記がある場合には、特許庁長が職権で補正を可能とする他、職権補正を行った特許庁長は、補正案内書を通じて当該の補正事項を申請人に知らせる等、現行制度を運営する上で露見した一部の不備を改善・補完することを目的とする。

3. 主な議論課題

無し

1-2 公募に応募した作品の権利は応募者にある

公正取引委員会(2014.8.8)

□公正取引委員会(以下、公正委)は、15カ所の公共機関*ー民間企業**の計 31 のアイデア公募約款の約款法違反の有無を点検し、知的財産権の帰属 - 使用に関する不公正約款の条項を是正した。

*韓国道路公社、韓国住宅金融公社、韓国国際協力団、韓国農水産食品流通公社、韓国原子力環境公団、韓国電子通信研究院、韓国電力公社、韓国航空公社、ソウル五輪記念国民体育振興公団、韓国土地住宅公社、韓国馬事会

**現代自動車、サムスン電子、LG 電子、ロッテショッピング

I. 是正の背景

公募を主宰する事業者が応募者のアイデアを不当に奪取・流用するなど、知的財産権に関する被害例が多数発生している。

公募における応募者のアイデア奪取のような不公正行為は創造経済の具現に障害として作用する恐れがある。

アイデアの権利保護が不十分である場合、「アイデア発掘→新市場の形成→雇用創出」につながる創造経済の好循環構造は作動しない。

⇒ 主な公共機関および民間企業が主催するアイデア公募の約款の実態調査を実施し、応募者の知的財産権の保護に向けて改善が求められる約款を是正した。

II. 主な是正内容

1. 応募作品に関する知的財産権の帰属条項

(是正前) 応募作品(または受賞作品)に関する全ての権利は、主宰機関に帰属されることにする。

(是正後) 応募作品(または受賞作品)に関する全ての権利は、応募者(または受賞者)に帰属することに改める。

不公正事由

公募を主宰する事業者が応募作品の知的財産権を対価無しで譲り受けるという内容なため、応募者に不当である。

授賞作品に与えられる賞金・賞品などの特典*も原則的には受賞作品に対して予め定められた対価として認めるのは困難

*授賞の特典は基本的に事業者が公募に対する高い関心と参加を呼びかけるために支給する「褒賞金」または「報奨金」に近いと判断される。

2. 受賞作品に関する任意使用の条項

- (是正前) 受賞作品は主宰機関で無制限に使用できるものとする。
- (是正後) 受賞作品は受賞者と別途の約定を締結した後に使用できることにする。
- 不公正事由
 - 受賞作品を使用するためには、受賞者から知的財産権を譲り受けてもらうか、使用許諾を受ける必要がある。
 - 公募を主宰する事業者が受賞作を使用範囲の制限無しに無償で使えるという内容なため、受賞者に不当である。
 - 対価を支払わないとしても、受賞作の使用範囲が具体的に定められており、使用範囲が公募の開催目的や一般的な取引慣行などを踏まえて適切(例：公募の PR、受賞作の展示など)であれば、不公正ではない。

Ⅲ. 期待効果および計画

- 今回の措置により、応募者の権利が保障されるほか、知的財産権による正当な補償が行われる取引慣行が拡散されるきっかけになると期待している。
- 公正委は今後、知的財産権分野の不公正約款の是正などを通じて、不公正取引慣行の改善および創造経済の基盤作りに向けた役割を果たしていく予定である。

関係機関の動き

2-1 韓国、「PCT 国際調査」5年連続でトップ3を維持

韓国未来創造科学部(2014. 8. 1)

韓国の 2013 年度 PCT 国際調査報告書の発行件数が初めて 3 万件を突破し、特許庁が 2009 年から維持してきた国際調査報告書の発行件数トップ 3 を達成した。

今年7月に公開された世界知的所有権機関(WIPO)のPCT Yearly Reviewによると、欧州特許庁が77,395件の国際調査報告書を発行し、同分野で第1位となり、42,433件の日本特許庁と30,461件の韓国特許庁がそれぞれ2位と3位に上った。

欧州、日本、韓国のほか、中国(23,737件)と米国(16,635件)が1万件以上の国際調査報告書を発行し、2013年の1年間1万件以上の国際調査報告書を発行した特許庁は世界で5カ所に過ぎないことが分かった。

特に、韓国で発行した国際調査報告書の6割を占める18,103件は、海外企業が国際調査機関の中でも韓国特許庁を選択して依頼したもので、韓国特許行政のグローバル競争力を示唆すると同時に外貨の獲得という経済的利益ももたらしていると評価されている。

一方、特許庁の集計によると、このような好調は今現在も続いている。2014年上半期、韓国特許庁に受け付けられたPCT国際調査の請求件数は14,743件で前年同期比6.4%増加するが、この伸び率を牽引したのは、前年同期比10.8%増加した9,093件を依頼した海外企業だった。

特許庁はこのような成果の要因について、韓国審査官の優秀な能力に基づいた高品質の国際調査報告書の提供、海外顧客に対するPCT支援サービスの強化、そして関連サービスに関する国際的なPR活動の強化などを挙げている。

特許庁情報顧客支援局のチェ・キュワン局長は「PCT国際調査を通じて特許庁が昨年約2千万ドルに上る外貨収入を得られたことは、その経済的価値のみならず、いわゆる行政韓流の多様な可能性を証明する成果だ」と評価し、「今後もPCT国際調査に関するサービス品質を持続的に向上することでグローバル競争力を一層強化していきたい」と述べた。

2-2 政府、重要IP事業33件に対する投資強化を推進

未来創造科学部(2014.8.1)

政府は8月1日(金)、政府果川庁舎で「第11回国家知識財産委員会」を開き、「2015年政府知識財産財源の配分方向」、「2013年国家知識財産施行計画の点検・評価結果」、「知識財産権貿易収支統計の開発方案」について議論・確定した。

「知識財産財源の配分方向」は、来年度の国家知識財産事業において効率的な投資が行われるように投資優先対象の重要事業33件(9省庁、1兆708億ウォン)を選定し、主

要分野別に政策改善の方向性も共に提示している。

韓国の知的財産(IP)に関する(IP創出と密接している主要 R&D 事業も含む)直接・間接的な政府予算全体は、年平均 6.3%ずつ着実に増加(2012 年 7.4 兆ウォン、2013 年 7.8 兆ウォン、2014 年 8.4 兆ウォン)する傾向にある。

これにより、特許の出願・登録件数が拡大(2013 年の PCT 国際出願件数が 2001 年に比べて 5 倍以上増加)し、革新集約的な製造業の付加価値の割合(38%、OECD 3 位)が増加したほか、昨年ソフトウェアの違法コピー率(38%)が初めて 40%を下回るなど、目に見える成果が出始めている。

しかし、市場活用性の良いオリジナル・標準特許およびコンテンツなどは不足しており、「知財権使用料収支の赤字」は 2012 年 47 億ドルから 2013 年 55 億ドルに悪化するなど、IP の質的水準と保護策など基盤の生態系が相対的に脆弱だという指摘が提起されてきた。

そのため、2015 年 IP 8 大重点投資分野の中で、投資を戦略的に拡大させるべき分野として、これまで重要性に比べて投資が充分ではなかった①IP 基盤の創業・事業化・移転など IP の活用、②融合・複合商品やサービスなど、市場需要の変化に応じたコンテンツと SW、③IP 分野における雇用創出および尊重文化の拡散など、IP 基盤に対する投資拡大の必要性が示された。

また、それぞれの省庁が所管する IP 事業の財政運用および政策改善に向けて、SW コンテンツ産業の生態系作り、IP 保護体系の強化、IP・技術の価値評価・金融システムの加速化、機関・官民間および国際協力の活性化を強調した。

さらに政府は「2013 年度国家知識財産施行計画の点検・評価」を通じて 35 件の主要課題について推進業績を評価した上、その結果を基に「2015 年施行計画」の樹立および「2014 年施行計画の点検・評価」と連携する予定だ。

一方、同会議では韓国の知財権国際取引現況を総合的・体系的に分析して様々な政策立てに活用すべく、特許権・著作権などあらゆる形の知財権と取引類型を包括する「知識財産権貿易収支」の統計を新たに開発することにした。

※特許権、商標権、意匠権、著作権など様々な知財権別に「使用料」および「販売・購入額」を反映したもので、現行の「技術貿易統計」や「知識財産権使用料収支」

とは異なり、全ての IP 権利の形態と取引類型を包括

ユン・ジョンヨン民間委員長は「知財委が省庁・官民間のコミュニケーションと協力を牽引し、IP を通じた新しい産業や雇用などを創出することで国の競争力強化に貢献するよう、一層力を入れる計画だ」と強調した。

一方、委員会の幹事として初めて参加した未来創造科学部のチェ・ヤンヒ長官は「創意工夫のある韓国の IP は、創造経済の中核資産だ。今後も市場で最大限活用することで、その真の価値が発揮されるよう、委員会の活動を積極的に支援する」と意志を示した。

第 11 回国家知識財産委員会の案件

<2015 年度政府知識財産財源の配分方向(案)>

□政府は、国家知識財産戦略を財政的に後押しし、事業の投資効率を向上させるため「2015 年度政府知識財産財源の配分方向(案)」を策定した。

□IP 事業全体の 19 省庁 365 件(2015 年予算要求額 9 兆 1,751 億ウォン)のうち、重要 IP 事業を行う 9 省庁 33 件(1 兆 708 億ウォン)を選定し、事業別に財源配分の方向性と共に主要分野別に政策改善の方向性を提示した。

○財源の配分方向は、国政課題および経済革新 3 年計画などを通じた創造経済の実現に向けて、滞りのない推進が求められる重要 IP 事業に対する投資方向性を提示したもので、

- 経済的付加価値を創出するための IP 基盤の創業・事業化・移転取引など IP を活用した分野の事業に対する投資の拡大、
- 技術、プラットフォームとコンテンツの融合・複合など市場需要の変化に応えるためのコンテンツおよび SW 分野の事業強化、
- IP 分野の政府 3.0 の実現、IP に関する雇用創出、IP 尊重および保護の文化拡散など、政府の政策基調と密接な IP 基盤強化に関する内容が盛り込まれており、

○主要分野における政策改善の方向性としては、

- SW・コンテンツ産業の環境作りおよび知財権保護の環境作りの促進、
- IP・技術の価値評価・金融システムの加速化および省庁、官民、国家間の協力体系の強化などを提示した。

□今回策定された「2015 年度政府知識財産財源の配分方向(案)」は、企画財政部および

未来創造科学部に告知し、来年度の政府予算編成(案)への反映を呼びかける計画だ。

<2015年8大重点投資分野別の重要知識財産事業予算要求額> (単位：ウォン)

8大重点投資の方向性	重要知識財産事業33件(2015年度要求額)
高付加価値産業財産権の創出拡大 (3,473億)	<ul style="list-style-type: none"> ・放送通信融合メディアのオリジナル技術の開発(345億、未来部) ・産業融合技術、産業中核技術の開発(510億、産業部) ・中小企業技術の革新開発(2,594億、中企庁) ・標準特許の創出支援(24億、特許庁)
著作権など創出基盤の造成 (917億)	<ul style="list-style-type: none"> ・威風堂々コンテンツ코리아ファンドへの出資(300億、文体部) ・IT・SW融合産業のオリジナル技術の開発(363億、未来部) ・先端融合・複合コンテンツ技術の開発(254億、未来部)
IP紛争および侵害への対応強化 (413億)	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権保護および利用活性化技術の開発(80億、文体部) ・著作権保護活動の活性化(149億、文体部) ・国内における知財権保護活動の強化(54億、特許庁) ・海外における知財権保護活動の強化(130億、特許庁)
IP活用戦略の極大化 (3,888億)	<ul style="list-style-type: none"> ・大衆文化コンテンツ産業の育成(550億、文体部) ・自由利用著作物の創造資源化(43億、文体部) ・技術拡散の支援(175億、産業部) ・事業化連携技術の開発(432億、産業部) ・産学官協力技術の開発(1,580億、中企庁) ・創業事業化の支援(973億、中企庁) ・大学・公共研究所によるIP創出・活用の強化(49億、特許庁) ・特許技術の戦略的な事業化支援(86億、特許庁)
IP情報連携の強化 (230億)	<ul style="list-style-type: none"> ・国家デジタルコンテンツの識別システムの構築(16億、文体部) ・国家科学技術の知識情報サービス事業(86億、未来部) ・特許情報DBの構築(128億、特許庁)
IP専門人材の育成強化 (168億)	<ul style="list-style-type: none"> ・発明教育の活性化(85億、特許庁) ・需要者本位のIP専門人材の育成(64億、特許庁) ・IP人材育成用のeラーニング運営(19億、特許庁)
IP文化の構築 (553億)	<ul style="list-style-type: none"> ・民間IP-R&D戦略の支援(105億、特許庁) ・発明奨励文化の造成(23億、特許庁) ・各地域におけるIP創出の支援(230億、特許庁) ・特許技術の調査分析(195億、特許庁)
新しいIPの育成および活用	<ul style="list-style-type: none"> ・Golden seedプロジェクト(245億、農食品部) ・次世代バイオグリーン21(664億、農進庁)

(1,067 億)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化遺産の記録情報管理システムの構築・運営(33 億、文化財庁) ・生物資源の発掘分類研究(125 億、環境部)
-----------	--

<2013 年度国家知識財産施行計画の点検・評価の結果>

□政府は国家知識財産戦略を最後まで有効に推進するために、中央行政機関と地方自治体が取り組んできた 2013 年度「国家知識財産施行計画」の推進業績を評価した。

○「2013 年度施行計画」によって 15 カ所の中央行政機関および 17 カ所の広域地方自治体で推進した主要課題 35 件を選定し、28 人の民間専門家で構成された政策評価団において評価を実施した。

□中央行政機関の課題 18 件のうち、R&D 事業に IP 管理システムを取り入れ、生物資源の体系的な管理を行うなど、優れた推進成果を上げた課題 4 件を優秀課題として選定した。

○所管省庁の自主努力だけでは限界があるため、省庁間の協力強化および参加機関間の有機的な連携、制度の補完が求められる推進課題 2 件は「改善必要課題」として選定した。

□地方自治体の課題 17 件のうち、各地域の IP 政策の差別化、機関長の意志、地域内の協調システム構築など、推進成果の高い 4 件の推進課題を「優秀課題」として選定した。

○その他地域に比べて相対的に強みのある地域内の IP インフラを積極的に活用し、地域特性に合わせた政策を掘り起こすことが求められる 2 件の推進課題については、「改善必要課題」に指定した。

□第 11 回知財委審議・議決の後、改善必要課題について、関係機関は改善履行計画を樹立し、知財委は履行状況を点検することにした。

<中央行政機関の評価課題別評価ランク(18 件)>

分野	中央行政機関の評価対象課題(18 件)	担当機関	評価ランク
創出	IP 中心の R&D 管理強化	未来部	優秀

(2件)	次世代コンテンツの集中育成	未来部	普通
保護 (4件)	現地における侵害対応の支援	外交部	普通
	IPに関する法律サービスのグレードアップ	法務部	改善必要
	著作権の違法流通防止システムの構築	文体部	普通
	産業財産権の審査制度改善および高度化	特許庁	優秀
活用 (5件)	多様な IP ビジネスの育成	産業部	普通
	保健産業 R&D 成果の IP 管理および取引活性化の推進	福祉部	普通
	IP の民間投資活性化	金融委	普通
	主体別の事業化支援システムの拡大	中企庁	優秀
	大企業・中小企業間の IP 公正取引の推進	公正委	普通
基盤 (3件)	IP 活動の高度化基盤の確立	教育部	改善必要
	IP 分野の人材育成	文体部	普通
	IP を尊重する文化作り	特許庁	普通
新 IP (4件)	品種保護権の侵害紛争への対応強化および実効性の向上	農食品部	普通
	生物資源の発掘拡大およびリスト構築	環境部	優秀
	生物資源の発掘・確保と IP 創出の支援	海水部	
	伝統資源の発掘および管理システムの構築	文化財庁	普通

< 地方自治体の評価課題別評価ランク (17 件) >

分野	自治体の評価対象課題(17件)	担当機関	評価ランク
自治体 (17件)	社会的・経済的弱者の知財権へのアクセシビリティ向上	ソウル	普通
	地域中小企業の IP 力量の強化	釜山	優秀
	中小企業の技術情報支援の強化	大邱	普通
	特許技術の事業化および活用促進の強化	仁川	普通
	IP 経営支援サービス	光州	普通
	創意工夫の IP が生まれる環境作り	大田	改善必要
	中小企業の産業財産権創出の集中支援	蔚山	普通
	IP に対する認識向上を通じた創出活性化	京畿	改善必要
	中小企業の IP 経営支援	江原	優秀
	各地域における知財権認識の拡散	忠北	普通
	IP 力量強化	忠南	普通
	グローバル・ブランド価値の創出力量の強化	全北	普通

中小企業による IP 創出の活性化	全南	普通
特許情報総合コンサルティングの支援強化	慶北	優秀
グローバルデザインの創出基盤作り	慶南	普通
各地域における IP インフラ構築および認識向上	済州	優秀
IP 政策の推進システム構築	世宗	対象外

※世宗市は、新生自治体として政策基盤作りの初期段階にあることを踏まえて、初年度の評価ではランク以外の内容評価のみ実施

<「知識財産権貿易収支」統計の開発方案>

□韓国の知財権国際取引の全般的な実態をきちんと把握・分析することで、今後国の IP 政策の樹立・執行などに活用できるように「知識財産権貿易収支」統計が新たに策定される。

○政府は2014年8月1日(金)に開催された第11回国家知識財産委員会において、『「知識財産権貿易収支」統計の開発方案』を確定した。

○そのため、政府は今年中に実務の準備作業(特許庁、文体部、韓国銀行、知財委などが参加)を完了し、2015年度から「知識財産権貿易収支」の統計を調査・発表する計画だ。

□現在、IP 貿易に関する統計としては、国際通貨基金(IMF)の基準で発表する「知識財産権使用料収支」と経済協力開発期間(OECD)の基準で算出する「技術貿易統計」が活用されている。

○ただし、いずれの統計も特許権・著作権などあらゆる種類の権利および取引形態を包括していないため、知財権輸出入の現況を正確に示すことができず、様々な政策需要に対応するに限界があった。

- 一例として、現行の「知識財産権使用料収支」には国内企業と海外企業間で移転・実施される知財権使用料は含まれているが、特許権、商標権など知財権の販売額および購入額は含まれておらず、
- 「技術貿易統計」には著作権(SW および各種コンテンツ)に関する輸出入の内訳が含まれていない反面、知財権以外に技術サービス(技術研究、エンジニアリング作業、技術指導)などが含まれている。

□今後、「知識財産権貿易収支」統計が新たに作成されれば、

- 特許権、著作権などあらゆる知財権の類型に対する使用料、販売額、購入額など、多様な取引形態を包括する貿易収支の動きを一括で確認できるほか、
- 産業別・交易国別の知財権貿易収支に関する体系的な分析情報を提供するため、政府が知財権貿易収支の改善に向けた戦略を樹立・推進していく上で役に立つと見られている。
- さらに、これから韓国の「知識財産権貿易収支」統計を OECD、IMF、WIPO などの国際機関に新たな国際統計法として提案する方法も検討する予定だ。

< IP に関する貿易収支の統計別概念 >

- (知財権使用料収支) 韓国銀行が IMF の国際収支作成指針に基づき、国際収支の中でサービス収支の下位項目として発表 (年間・月間統計)

独占権 使用料	①フランチャイズおよび商標権の使用料
	②R&D 結果物として創出された知財権 (特許権、産業工程など) の使用料
複製・頒布権 費用	③コンピューターSW の複製・頒布権の費用
	④音響映像および関連知財権の複製・頒布権の費用

- (技術貿易統計) 未来創造科学部 (旧国科委) が OECD の技術貿易統計作成指針に基づき、韓国産業技術振興協会に委託して調査 (年間統計)

< OECD TBP Manual による技術貿易取引の処理基準 >

技術貿易 収支反映	<ul style="list-style-type: none"> ・特許の販売およびライセンス ・特許化していない発明やノウハウの伝授 ・商標・パターン・デザインなどの販売、ライセンス、フランチャイズを含めた取引 ・技術内容を含めたサービス (技術研究やエンジニアリング作業、技術指導) ・海外産業の R&D 活動 (海外で行われるか、資金が提供される R&D 活動)
技術貿易 収支除外	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権、映像、音声録音、ソフトウェア ・営業指導、経営指導、財務指導、法律指導 ・通信、データバンクの利用、広告、保険、輸送など ・請負作業、メンテナンス作業、主要プロジェクト

- (知識財産権貿易収支) 韓国銀行、特許庁、文体部が特許権・商標権・意匠権・著作権など、あらゆる形の知財権に関する項目を全て反映

< IP に関する貿易収支の統計別の概念 >

IP 類型	知識財産権 使用料収支	技術貿易収支	(新規) 知識財産権貿易収支
-------	----------------	--------	-------------------

特許・実用新案権	使用料(○)	使用料(○)	使用料(○)
	販売・購入額(×)	販売・購入額(○)	販売・購入額(○)
(産業)意匠権	使用料(○)	使用料(○)	使用料(○)
	販売・購入額(×)	販売・購入額(○)	販売・購入額(○)
商標権	使用料(○)	使用料(△*)	使用料(○)
	販売・購入額(×)	販売・購入額(△*)	販売・購入額(○)
著作権および 著作隣接権	使用料(○)	使用料(×)	使用料(○)
	販売・購入額(×)	販売・購入額(×)	販売・購入額(○)

*製造法など技術知識の移転を伴う商標の取引およびライセンスのみ技術貿易収支に反映

2-3 産業技術 R&D 特許管理を強化

産業通商資源部(2014. 8. 5)

□産業通商資源部は、政府研究開発(R&D)の成果向上に向けて産業技術 R&D の手続き上の特許管理を強化することを明らかにした。

○この方策は、政府 R&D の遂行を通じて企業の特許力量の向上を図り、特許力量を有している企業の参加を誘導することで、政府 R&D の成果向上を目指すものだ。

○政府はこれまで量的指標の確認に止まっていた R&D の手続き上の特許管理を質的指標に転換することにした。

□主な特許管理強化策は以下のとおりである。

①(課題企画の段階)現在、指定公募課題に限って実施している特許動向調査を自由公募課題にも実施することで、適切な課題の選定および予算の節約を目指す。

②(課題選定の段階)特許管理の力量を有している企業が課題を遂行できるように企業の特許力量を確認する評価指標*を新設し、産業技術 R&D の成果を向上させる。

*特許経営管理の力量(特許担部署と専門人材の確保など)、特許料収入と使用権(ライセンス)の締結実績、国内外の特許(IP)登録実績(被引用数)、三極特許件数などの確認

③(課題遂行の段階)オリジナル技術の開発に対する特許対応戦略の樹立*とその履行有無を中間評価に反映する。また、課題遂行中に創出される特許成果については常

時入力システムを構築し、その結果をデータベース化して評価に反映することで、特許管理に対する企業の関心を高めることに注力する。

*中長期的な技術開発課題を主管する中小企業は、当該課題の特許対応戦略を協約の最初時点から2年以内に樹立(事業費の算定、管理および使用精算に関する要領第5条⑩項)

④(最終評価の段階)国内外の特許出願および登録件数のみで構成されている単純な評価指標を三極特許と標準特許の出願・登録件数と特許協力条約(PCT)の出願有無も評価することで、質的価値のさらなる向上を誘導する。

□産業部は下半期中に関連規定の改正を通じて、特許管理強化策に盛り込まれている事項を円滑に推進することで、政府 R&D の生産性を高め、究極的には韓国産業の競争力向上に貢献するという意志を表明している。

2-4 政府出捐研究機関、「選りすぐりの特許」2万3,800件を公開

デジタルタイムズ(2014.8.6)

事業性が優秀で、企業に即時移転が可能な25カ所の政府出捐研究機関(以下、出捐研)の特許が市場に公開される見通しだ。出捐研が有している特許の中でも、技術マーケティングにより技術移転の可能性が高い「選りすぐりの特許」という点で、昨年11.6%に過ぎなかった出捐研の特許活用度を高める効果を生み出すかどうか注目されている。

5日、国家科学技術研究会によると、25カ所の出捐研が有している特許を選別し、戦略的な技術移転を目指す「出捐研特許・技術共同マーケティング事業」が推進される。

同事業は、出捐研が有している特許のうち、活用可能性の高い特許を対象に需要企業の掘り起こしおよびマッチング事業を通じて技術移転につなげるためのもので、出捐研が共同で特許・技術マーケティングに乗り出すのは今回が初めてだ。

公開予定の特許は出捐研が有している計3万5,851件の特許の中で、専用実施特許と非公開特許、共同所有特許などを除外した2万3,851件に上る。このうち、短期活用のできる特許1,955件、中期活用のできる特許1万6,092件、長期活用のできる5,804件などに分けて技術マーケティングを進める。出捐研別の短期活用特許は韓国機械研究院が421件で最も多く、韓国電気研究院が183件、韓国化学研究院172件、韓国建設技術研究院が143件、韓国エネルギー技術研究院が131件、ETRIが109件だった。

事業の推進に向けて、同研究会は出捐研が有している特許の技術性・市場性などの詳細情報を盛り込んだ「出捐研 IP データベース(DB)」を別途構築する予定だ。同DBを基に韓国産業技術振興協会、KOSDAQ 協会などの企業ネットワークを活かして需要企業を掘り起こしてから、オン・オフライン上の技術説明会および技術相談を実施するほか、需要企業と供給技術をマッチングさせ、特許売却および実施権契約に向けた具体的な技術移転交渉および契約を進める。

同研究会は 11 月末に開催予定の創造経済博覧会と連携して事業成果を PR し、拡散に向けた行事の開催も検討している。

研究会の関係者は「本事業は、出捐研全体で保有している特許のうち、短期間で企業に移転して活用できる特許を対象にしているだけに、技術移転の力量が少ない一部出捐研の特許活用度を高めて出捐研全体の特許活用成果の引き上げに貢献すると期待している」と述べた。

イ・ジュンギ記者

2-5 韓国特許情報院、大田本社時代を迎える

デジタルタイムズ(2014.8.10)

韓国最大規模の知的財産サービス専門機関である韓国特許情報院特許情報振興センター(以下、特許情報院)が本格的な大田時代の幕を開ける。

特許情報院は 11 日午前、大田市西区炭坊洞ケリョンタワーにて、本社移転を記念する開所式を行う予定だ。

特許情報院は、特許・実用新案・商標・意匠に関する産業財産権の審査支援などを担当する特許庁傘下の公共機関として、これまでソウル市麻浦区東橋洞で業務に携わっていた。本社の移転は、外部の専門機関に依頼する先行技術調査業務が書面審査から審査官 - 調査員の対面審査に変換されたことで、ソウルでの効率的な業務遂行が困難になったことによるものだ。

特許情報院は、炭坊洞に位置しているケリョン建設本社ビルの一部を借りて本社として活用し、2017 年末まで大田万博科学公園に建設予定の「韓国特許センター(仮称)」に移転するとの計画。

すでに先月末から先行技術調査事業部門の一部と重要部署の社員 150 人が大田本社で勤務しており、来年 7 月まで 250 人が追加移転を完了すると 400 人が大田本社で働くことになる。

パク・ジョンリョル所長は「本社の大田移転を機に特許庁の審査を支援する専門機関としての力量をさらに強化し、特許庁と特許法院、国際知識財産研修院など、知的財産の関連機関が集結している「知的財産都市の大田」の定着に向けて力を入れていきたい」と述べた。

イ・ジュンギ記者

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 MS、サムスン電子にロイヤルティ訴訟

デジタルタイムズ(2014.8.3)

マイクロソフト (MS) がサムスン電子を相手取って特許ロイヤルティ訴訟を提起した。沈静化していたグローバルスマートフォン市場の特許紛争が MS 発の火種で再び注目されている。

MS は 1 日 (現地時間)、米ニューヨーク南部連邦地方裁判所にサムスン電子がアンドロイド OS に関する特許使用契約を違反したとして提訴した。

今回の訴訟を通じて MS は、最近ノキアの携帯電話事業部を買収・合併したことが 2011 年にサムスン電子と締結した知的財産権使用協約の無効化に当たるかどうかについて裁判所の判断を求めた。また、サムスン電子が昨年の一時期、MS へのロイヤルティ支払いを留保したとして、この期間に該当する利子の支払いも要求した。サムスン電子がロイヤルティは支払ったが、留保期間に該当する利子も支払うべきだというのが MS の主張だ。

MS は 2011 年 9 月、サムスン電子とアンドロイド OS に関する知的財産権契約を結んだ。それからサムスン電子は自社生産のアンドロイド OS 搭載スマートフォンやタブレット型 PC などに対するロイヤルティを MS に支払ってきた。これは、アンドロイド OS 搭載のスマートフォンに使われる一部技術が MS の特許を侵害したという裁判所の判決に基づいた両社の合意事項だった。

両社は明確な契約内容を公開していないが、サムスン電子がウィンドウズスマートフォンを発売するという条件で、MSに支払うロイヤルティに相当な割引が適用されたという分析がある。訴訟に至ったのは、昨年MSがノキアの携帯電話事業部を買収した件で、これまでの特許権契約条件を変更するかどうかの問題について両社の意見が食い違っているためだと見られている。

ただし、今回の訴訟において、MSがサムスン電子に対してアップルほどの敵がい心を表しているのではない。MSのデイビッド・ハワード副社長は「MSとサムスンは長い協力関係の歴史がある。MSはサムスンとのパートナーシップの価値を高く評価し、尊重している。今後もこのパートナーシップは続くだろうと見ている」と述べた。

しかし、今回の訴訟にアンドロイド陣営全体が注目している。グーグルはアンドロイドOSについて一部認証費用を除いては無料で提供しているが、特許ロイヤルティはMSが受け取る状況が続いてきたためだ。MSがノキアを買収するなど、スマートフォン市場における影響力を拡大している中で、特許権を厳しく適用する場合、その他アンドロイド陣営のメーカーも訴訟のターゲットになりかねないという懸念が拡散している。

パク・チソン記者

3-2 サムスン - アップル、3年間の特許紛争に終止符か

デジタルタイムズ(2014.8.6)

サムスン電子とアップルが米国以外の国で行われている全ての特許訴訟を撤回することにした。

サムスン電子は6日、「両社が行ってきた全ての特許訴訟を撤回することに合意した。今回の合意は両社間の特許ライセンス協議に関する内容ではない。米国での特許訴訟は続行する予定だ」と述べた。

これでサムスン電子とアップルは韓国をはじめ、日本、欧州など計9カ国で進行中の約30件の訴訟を全て中止することになった。

米国での訴訟の場合、サムスン電子が最後まで訴訟に臨む予定だ。第1次訴訟に対する控訴審はアップルで撤回しており、第2次訴訟の場合、最終判決を待っている状況。サムスン電子側は今回の合意が両社間の特許ライセンス協議に関するものではないと線を引いた。

両社の特許紛争は 2011 年 4 月、アップルが米裁判所でサムスン電子を提訴したことで始まった。サムスン電子もアップルに通信技術に関する特許の件で韓国、日本、ドイツなどで訴訟を提起し、両社の特許紛争は米国と韓国、ドイツ、日本、イタリア、オランダ、英国、フランス、豪州の 9 カ国で約 30 件の裁判に発展した。各国での訴訟は千日手に陥ってどちらの勝利だと言い切れない結果になっていた。

サムスン電子とアップルは訴訟に天文学的数字の訴訟費用を投入した。訴訟が長期化する中でここ 2 年間、どちらも追加訴訟を提起しなかったことで、和解モードに差し掛かったのではないかという声も出てきた。特に今年 6 月、米国際貿易委員会 (ITC) の判定に対する抗告を両社とも取り下げるなど、合意の可能性をほのめかした。さらにアップルは先月末、自社が勝訴した米国内での第 1 次訴訟の控訴を取り下げた。

ただし、最初の特許紛争が勃発した米国では、サムスンのプライドを回復するための戦いが続く見通しだ。

米国内での訴訟は、サムスン電子の完敗が続いている。

サムスン電子は米国内で行われた代 1 次訴訟においてアップルの意匠特許 3 件、商用特許 3 件を侵害したという最終判決を下され、9 億 2,900 万ドル (9,900 億ウォン) に上る賠償金を支払った。その後の第 2 次訴訟においてはサムスン電子とアップルがそれぞれの特許を双方侵害したという裁判員の評決があった。しかし、賠償金に相当な開きがあるため、事実上サムスン電子の敗訴として認識されている。サムスン電子はアップルに賠償額 1 億 1,962 万ドル、アップルはサムスン電子に 15 万 8,400 万ドルの支払いを命じる評決が下りており、今は裁判所の最終判決を待っている。

キム・ユジョン記者

3-3 USPTO、アップルの「予測変換の特許」に関する一部請求を棄却

電子新聞 (2014. 8. 10)

米国特許商標庁 (USPTO) がアップルの予測変換特許の一部請求項を棄却したことが明らかになった。

10 日、ドイツの特許専門ブログである Foss Patents によると、USPTO はアップルが保有している文字の予測変換特許 (いわゆる 172 特許、米特許番号 8,074,172) の一部請求

項を棄却した。

文字の予測変換特許は、スマートフォンで文字を入力する際、ユーザーの意図を把握し、適切な単語を表示してくれる機能のこと。同機能を利用すれば最後まで打たなくても入力したい単語が完成する上、誤字も少なくなる。

今回 USPTO が棄却した請求項の中には、アップルとサムスン電子間の米国内における第 2 次訴訟でサムスン電子が侵害したと暫定判断されている「請求項 18 番」も含まれている。

同請求項が棄却されたのは、アップルの特許申請以前に先行技術があったという点が原因だと見られている。この事実は、サムスン電子が米カリフォルニア連邦北部地裁サンノゼ支部に提出した文書を通じて確認された。

両社の訴訟を担当しているルシーコ判事は、今年 1 月、サムスン電子が 172 特許の該当請求項部分を侵害したという略式判決を出した。

サムスン電子が侵害したとされた請求項を USPTO で無効化したことで、両社の第 2 次訴訟にも多少の変化が生じると見られている。

米内の第 2 次訴訟については、既に陪審員団の評決が出されている状況であるため、サムスン電子は JMOL (Judgment as a matter of law、陪審の評決と異なる判決) を申し立てるなど、USPTO の決定を法律的に積極活用する見通しだ。

今年 5 月、両社の米内の第 2 次訴訟において陪審員団は、サムスン電子がアップルに支払う賠償金額として 1 億 1,962 万 5 千ドル (約 1,232 億ウォン) を策定した。

このうち、172 特許の請求項 18 番の侵害による損害賠償額は 1,794 万 3,750 ドルである。

リュ・キョンドン記者

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 主要輸出相手国が主要商標出願相手国

韓国の輸出相手国順位と韓国企業のマドリッド国際商標出願(以下、「国際商標出願」)相手国の順位がほぼ一致していることが明らかになった。

韓国がマドリッド協定に加盟した 2003 年から今年上半期までの国際商標出願統計(計 26,950 件)を集計したところ、韓国の最多出願相手国は中国で、2,494 件出願したことが分かった。その次は米国(2,407 件)、日本(2,247 件)の順となった。

このように 1～3 位までの多出願相手国の順位は、韓国の最大輸出相手国の順位と一致しており、韓国企業が海外でも積極的なブランドマーケティングを通じて競争力を確保しようとする取り組みが反映されているものだと見られている。

<2003 年～2014 年 6 月までの韓国の国際商標出願件数および輸出額>

(単位：件、百万ドル)

	中国	米国	日本
韓国の国際商標出願件数	2,494 件	2,407 件	2,247 件
韓国の輸出額	1,076,980	551,851	323,438

*データの出処：関税庁ホームページ

一方、今年上半期の韓国の国際商標出願は 294 件で、前年同期比 11.4%増加した。同期間中、出願が最も多く増加した分野は情報通信分野で、55 件から 73 件に増加*した。また、同分野の出願は今年上半期に行われた国際商標出願全体で最も多い割合(計 45 種類の商品区分のうち 14.9%)を占め、2003 年以来、揺るぎのない首位を堅持した。次いで衣類、靴、化粧品などの出願も多くなっている。

*出願件数ベースではなく、商品区分ベースで集計した結果

(商標出願は 1 件の出願に複数の商品区分を指定することが可能)

特許庁国際出願課のパク・ヨンジュ課長は「中国でアップルが巻き込まれた iPad 商標権紛争からも分かるように、企業経営において商標権管理はますます重要になっている」と強調し、「今後、特許庁は海外市場への参入を念頭においている企業が経済性、管理容易性などの側面からメリットの多いマドリッド商標出願制度を活用するよう、様々な PR 活動と支援を強化していく予定だ」と述べた。

その他一般

5-1 夏場の電力需給問題、産業用節電技術で解決

韓国特許庁(2014.8.1)

最近、発電設備が拡充された上、気象庁が今夏の気温を平年並みだと予想していることから、国の電力需給に余裕があるといわれているが、夏場の電力消費量が急増し、万が一、電力需要の予測が外れるか、昨年のように原発稼働が停止されるなどといった非常状況が発生すると、大規模のブラックアウトの恐れがあるため、国を挙げての節電の取り組みが求められている。

国際エネルギー機関(IEA)によると、韓国の国民1人当たり電力消費量は10,162kWhと、経済協力開発機構(OECD)加盟国平均の8,226kWhより24%も多い。しかし、2013年の年間用途別電力消費の割合を見てみると家庭用・公共用が18.1%だった一方で、製造業とサービス業などの産業用が81.9%を占めており、産業用節電技術の開発が国の電力消費を低減させるカギにつながると見られる。

特許庁によると、この5年間(2009~2013)、用途別の節電技術に関する特許出願の動向は、家庭用・公共用が2009年の311件から2013年の132件へと、この5年間減少傾向を見せているが、産業用は2010年から2012年まで毎年250件程度で伸び悩んでいたのが2013年に390件まで増加した。これは、家庭用・公共用の節電技術は技術の成熟度が高いことから特許出願が減っている一方、この3年間の電気料金の累積引上げ率を見ると、産業用が29.4%で家庭用の9.4%に比べて3倍以上増加しており、産業界に節電技術の需要が高まっていると見られる。

産業用の節電技術は、産業用モーター、ポンプ、冷凍機などの産業用電気機器の資材および配置構造を改善した「構造設計技術」と最適な動作制御による「節電制御技術」に分けられるが、最近は不要に消費される待機電力を遮断する技術、無線通信技術を利用してリアルタイムで産業用機器の動作を制御する技術、温度・湿度・光量を制御して最適な環境を提供する技術、スマートグリッドを通じて電力使用を有効に管理する技術など、節電制御技術に関する特許出願が地道に増加している。

産業用の節電技術別の特許出願を見てみると、日本は構造設計技術が58%と、節電制御技術の42%より高かった反面、韓国は節電制御技術が59%と、構造設計技術の41%より高かった。これは、韓国が節電制御技術の開発に重きを置いた結果だといえる。一方、産業用電気機器のうち、国の電力使用量全体の40%以上を占めている三相誘導電動機の場合、米国は2011年から効率の高い3世代プレミアム級電動機を最低消費効率基準

で施行しており、韓国も 2015 年から段階的に反映する予定であるため、電動機の最適構造設計を通じて効率を向上させる技術に対する研究開発が至急な状況だ。

特許庁の関係者は「電力需給問題を解決する実質的な手がかりとなる高効率の産業用電気機器に対する需要は引き続き高い水準を維持すると見られる上、産業用電気機器の構造設計技術に対する研究開発および特許出願の拡大が必要だ」と述べた。

5-2 IP サービス事業、総合情報システムの構築が至急

電子新聞(2014.8.6)

知的財産(IP)が企業の経営において欠かせない要素になったことで、IPの有効な活用と管理を支援するIPサービス産業に対する関心も高まっている。しかし、韓国企業のIPサービス利用は「法律代理」の分野に偏っていることが明らかになり、専門的なIPサービスの類型多様化とアクセシビリティの改善などが必要との指摘が出ている。

韓国知識財産研究院は6日、「2013年知識財産活動実態調査」によると、IPサービスに対する韓国企業の需要が地道に増加してはいるものの、実際に利用するサービスは一分野に偏っており、発展が見込まれない状況だと説明した。

IPサービス産業とは、IPに関する情報の分析・提供、評価・取引・管理、経営戦略の樹立・諮問など、IP活動の各段階において企業などが競争力強化を図れるように管理・支援する専門サービスのことだ。

2012年ベースで、IP専門機関が提供するサービスを利用した経験のある韓国企業は全体の44.2%。前年比小幅(1.1%)の上昇を見せた。

利用率が最も高かったIPサービス機関は86.1%を占めた弁理士事務所で、8.6%の公共機関、5.3%の民間IPサービス専門企業を大きく上回った。

同研究院は、企業で利用しているサービスのほとんどが「法律代理」に偏っている(71.5%)と指摘した。企業のIP競争力強化のためには、様々な良質のIPサービス育成と専門IPサービスに対するアクセシビリティの改善が求められると話している。

韓国のIPサービス産業は情報通信(IT)技術との融合などを通じて、特許の事前調査および分析、翻訳、紛争の予防などに必要な様々なツールを提供している。しかし、一部の先行企業を除いては零細規模に過ぎないサービスの乱立により、市場定着と競争力強

化に難航している。

何よりも弁理士事務所以外の民間 IP サービス専門企業に対する一般企業の認識と情報不足が問題だ。中小・ベンチャー企業の間でも IP 経営に対する必要性は認識しているが、会社の状況に合う IP サービス専門企業の模索に頭を抱えているとの指摘だ。

知識財産研究院のカン・キョンナム博士は「企業側で利用する IP サービスが主に「法律代理」に偏っているのは、良質の IP サービスが不足している上、専門サービスに対するアクセシビリティが大変脆弱な状況であるためだ。様々な IP サービスの利用を通じて韓国企業の IP 競争力強化を支援するためには、IP サービス専門会社を育成するとともに、IP サービスの需要者と供給者間で情報を交換する「知的財産サービス向けの総合情報システム」を構築することが至急な課題だ」と述べた。

パク・ジョンウン記者

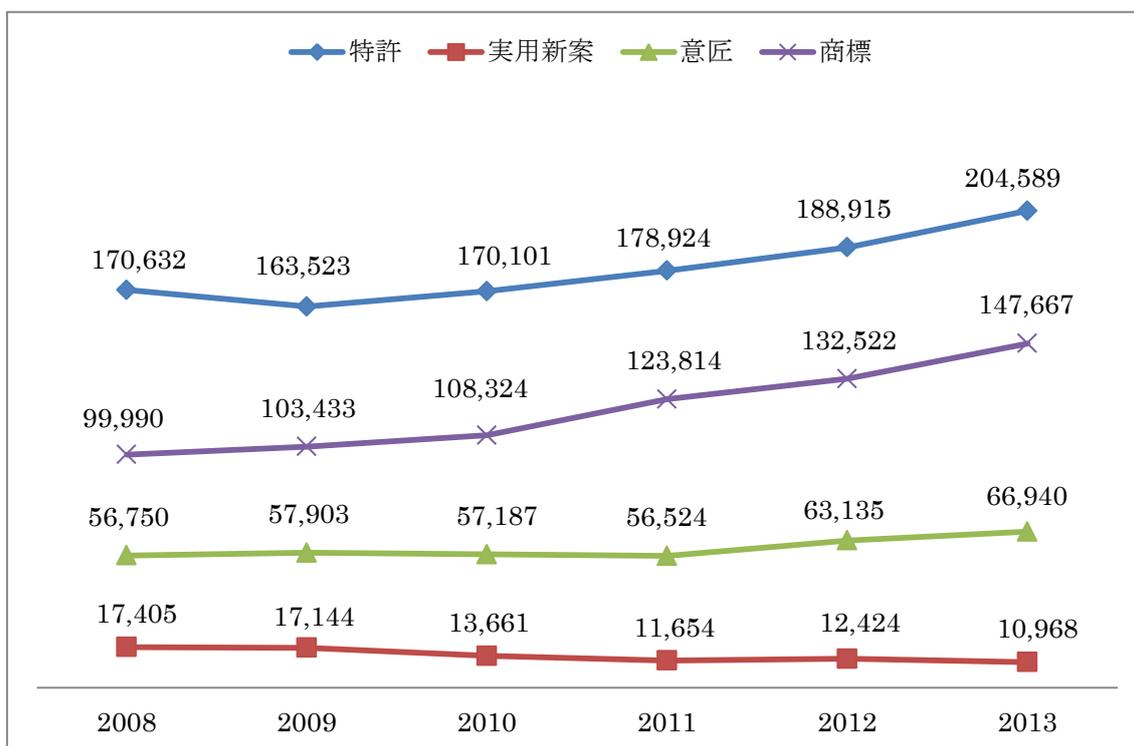
5-3 知的財産権、グローバル時代における競争力強化の原動力

韓国特許庁(2014. 8. 6)

企業の活動範囲が全世界へ拡大しつつあるグローバル時代の到来とともに今年上半期に行われた知的財産権の出願は計 212, 207 件で、前年同期の 205, 113 件に比べ 3. 5% 増加したことが分かった。

また、最近 5 年間で行われた知的財産権の出願は、金融危機による不況などの影響で 2008 年から 2009 年にかけて一時減少したが、2010 年以降、緩やかな景気回復とともに地道に増加していることが分かる。

< 知的財産権の出願現況 >



これは世界経済の回復とそれに伴う韓国経済の輸出好調などを追い風に企業が R&D など未来志向の投資を通じて新しい技術と商標を先取りするための努力を重ねてきたのはもちろん、これまで特許庁が知的財産権の創出と活用および保護に向けて地道な取り組みを続けてきた結果だと思われる。

特許は2014年上半期に99,466件出願され、前年同期の93,207件より6.7%増加した。商標の場合、2014年上半期に75,701件出願され、前年同期の72,951件より3.8%増加した。

今年上半期における研究主体別の特許出願を見ると、大企業が22,397件(22.5%)、中小企業が15,937件(16.0%)、外国人出願は22,361件(22.5%)となった。

知的財産権の出願が最も多かった韓国国内企業はサムスン電子(4,268件)、LG電子(2,320件)、アモーレパシフィック(1,389件)の順で、海外企業はクアルコム(775件)、インテル(328件)、アップル(245件)の順となった。

最近スターバックスコーヒーと国内企業間の商標権紛争、サムスンとアップル間の意匠権紛争からも分かるように知的財産権に対する企業と個人の関心が日増しに高まっている。

また、OECD の経済見通しを参考すると、韓国は 2014 年～2015 年に世界貿易の増加、主要国との FTA 効果などにより輸出が増加し、4 % 台の経済成長を遂げると予想されている。

*近年の FTA 締結状況：EU(2011)、米国(2012)、カナダ(2014)、豪州(2014)

特許庁出願課のイ・チェヨン課長は「今後、知的財産権分野において市場をリードし、技術を開発するのだけでなく、当該技術を基に生産した商品に対して消費者が感じ取る商標と意匠の重要性を認識し、グローバル時代における企業競争力を維持するための先行的な知的財産戦略および環境の構築が求められる」と述べた。

5-4 LG 電子、LTE・LTE-A の標準特許で世界トップ

デジタルタイムズ(2014. 8. 12)

LG 電子が LTE と LTE-A 関連特許の保有件数で世界トップだという調査結果が出た。

米国の特許分析機関である TechIPM が今年 7 月末まで米国特許商標庁 (USPTO) と欧州特許庁 (EPO) に登録された端末機および基地局に関する LTE・LTE-A 標準必須特許を分析した結果、最多特許登録企業は LG 電子だった。

LG 電子は標準必須特許合計 447 件のうち 29% を占めている。その次はサムスン電子 (16%)、クアルコム (8%)、インターデジタル (7%)、モトローラ (7%)、ノキア (7%) の順となった。

LG 電子は同分析機関が 1 月末に行った調査でも第 1 位 (23%) に上った。今回の調査では同年 1 月比シェアが 6 % ポイント増加している。

キム・ユジョン記者

5-5 組物の意匠の出願が増加

韓国特許庁(2014. 8. 13)

最近、事業所を運営している A さんは電動歯ブラシと専用充電器を組み合わせて組物の意匠として出願し、意匠登録を受けた。本来、意匠は電動歯ブラシと専用充填機など、それぞれの品物の意匠ごとに個別出願する必要があるが (一意匠一出願制度)、一意匠一出願制度の例外条項である「組物の意匠制度」を通じて、組物を構成している品物全体

の統一的な美感を活かし、システムデザインとして保護されるのがそれぞれの意匠を個別登録するより効率的だと判断したためだ。

特許庁によると、A さんのように個別出願を通じて登録できる 2 種類以上の品物が組物として同時に使用され、組物としての統一性を備えている場合、2 種類以上の品物をセットに構成してその全体を登録する「組物の意匠」の出願件数が地道な増加傾向を見せている。

組物の意匠は最初、6 種類限定で認められていたが、2001 年 7 月に 31 種類に増えた。2010 年には取引業界のニーズおよび取引現状を積極的に反映して 86 種類に増加、今年 7 月からは 92 種類に拡大されている。2010 年の組物意匠の拡大以来、年平均 200 件以上ずつ着実に出願されている。

特に、組物の各構成品の形象・模様を同一の表現方法を通じて統一性を持たせるのが重要で、例えばアクセサリセットにおいて指輪、イヤリング、ペンダント(ネックレス)を瓢と蔓の形象に統一して表現したり、リビングの家具セットの場合、収納庫、キャビネットなどそれぞれの構成品を花や十長生の動物などで表現することができる。

これまで一番出願の多かった組物はアクセサリセットで、1,343 件(39.2%)に上った。匙と箸セットが 953 件(27.8%)、ナイフ・フォークおよびスプーンセットが 520 件(15.1%)、茶器セットが 74 件(2.2%)の順で出願されており、2009 年から 2013 年まで最も多い年平均出願増加率を見せている組物は茶器セット(35.1%↑)、ナイフ・フォークおよびスプーンセット(12.9%↑)、匙と箸セット(8.8%↑)の順だった。

組物は出願人の立場からすると、一回の出願で商品群を構成している様々な意匠について総合的な保護ができるだけでなく、一意匠の出願料、登録料を納付するだけで済むためコスト削減の実益も得られる。また、同制度を有効に活用すれば、組物が備えている総合的な美感を基に市場で新たな需要を創出できるというメリットがある。

特許庁デザイン審査課のチョン・ヒョンジョン課長は「組物の意匠は関連性のある様々な意匠を組み合わせ、一つの権利として保護を受けられる便利で有用な制度であるため、今後も積極的に活用する必要がある。より多様で創意工夫の溢れる意匠の出願は、韓国を意匠大国へ導き出してくれるはずだ」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等

